

消防法の施行に関する規則の一部を改正する規則

消防法の施行に関する規則（平成 17 年松江市規則第 269 号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(火災に関する警報) 第 3 条 法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報(山林、原野等における火災の予防を目的とした警報を除く。)について、火災の予防上危険であると認める気象状況は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。 (1) 実効湿度 <u>65</u> パーセント以下、最小湿度 40 パーセント以下で最大風速が毎秒 7 メートル以上となる見込みのとき。 (2) 風速毎秒 <u>12</u> メートル以上_____となる見込みのとき。	(火災に関する警報) 第 3 条 法第 22 条第 3 項の規定による火災に関する警報(以下「火災警報」という。)について、火災の予防上危険であると認める気象状況は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。 (1) 実効湿度 <u>60</u> パーセント以下、最小湿度 40 パーセント以下で最大風速が毎秒 7 メートル以上となる見込みのとき。 (2) 風速毎秒 <u>10</u> メートル以上又は <u>10</u> メートル以上となる見込みのとき。
2 山林、原野等における火災の予防を目的とした警報について、火災の予防上危険であると認める気象状況は、風速毎秒 12 メートル以上となる見込みのときであって、次の各号のいずれかに該当するときとする。 (1) 前 3 日間の合計降水量が 1 ミリメートル以下及び前 30 日間の合計降水量が 30 ミリメートル以下のとき。 (2) 前 3 日間の合計降水量が 1 ミリメートル以下並びに実効湿度 65 パーセント以下及び最小湿度 40 パーセント以下となる見込みのとき。 (3) 最高気温が 30 度以上の日が 2 日以上	

<p><u>連続し、前 3 日間の合計降水量が 1 ミリメートル以下のとき。</u></p>	
<p>3 市長は、<u>前 2 項の警報</u>を伝達するために必要な施設を利用することができる。この場合において、市長は、あらかじめその施設の所有者の承諾を得ておかなければならぬ。</p>	<p>2 市長は、<u>前項</u>の<u>火災警報</u>を伝達するために必要な施設を利用することができる。この場合において、市長は、あらかじめその施設の所有者の承諾を得ておかなければならぬ。</p>

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。